平成２３年（フ）第２６９号
金沢市暁町21番14号
債務者　野村　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２７９号
金沢市笠舞１丁目６番９号　アドニス103号、従前の住所金沢市三口新町２丁目１番17号
債務者　山田　昌志
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８７号
金沢市有松２丁目４番６号　有松ハイツ211号室
債務者　河野　孝士
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９号
金沢市直江町ト93番地１　ザドリーム205号、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目18番地１
債務者　松浦千鶴子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０７号
金沢市若松町京中81番地　ヴィアーレ・ドゥーエ201号室
債務者　秋本　　保
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０９号
金沢市末町13の51番地５
債務者　橋本他榮子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
岐阜県可児市緑ケ丘２丁目161番地
債務者　小栗　仁美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６０号
岐阜県可児市美里ケ丘１丁目27番地
債務者　イララ・マルコスこと　イララ・マルコス・ビニシオ・ガルシア
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６１号
岐阜県可児市美里ケ丘１丁目27番地
債務者　北村ミツコこと　イララ・アメリア・ミツコ・キタムラ
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第７４号
三重県伊賀市甲野1033番地の178
債務者　松岡　邦彦
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０１号
滋賀県蒲生郡竜王町大字川守518番地
債務者　森岡　正樹
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９５号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―316号
債務者　谷平　幸男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９６号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―316号
債務者　谷平　佳世
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８３号
兵庫県伊丹市寺本４丁目64番地15―601号
債務者　岸本小津恵
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県豊岡市日高町西芝418番地の10
債務者　河田久美子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
愛媛県松山市住吉２丁目１番５号
債務者　寺尾　由美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１５号
愛媛県松山市立花４丁目５番62号
債務者　白方　由佳
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１６号
愛媛県伊予市下三谷1540番地
債務者　徳本美紀子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所